

七尾市告示第261号

七尾市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年12月15日

七尾市長 茶谷義隆

七尾市通話録音装置の管理及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、業務の公正かつ適正な執行を確保するとともに、市民サービスの向上並びに職員への不当な圧力等の排除を目的として設置する通話録音装置の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 外線電話の通話内容を自動的に録音する装置をいう。
- (2) 通話記録 通話録音装置により記録した、音声、通話日時、通話時間及び通話当事者の電話番号の電磁的記録をいう。

(管理責任者の設置)

第3条 通話録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、総務部総務課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認めるときは、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くことができる。

3 管理責任者は、管理取扱者以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(通話録音装置の設置等の公表)

第4条 管理責任者は、通話録音装置の利用目的、運用方法等について、市のホームページ等により公表するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者及び管理取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、通話録音機能の管理及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者等は、通話記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（通話記録の保存及び廃棄）

第6条 通話記録の保存期間は、通話の日から30日間とする。ただし、当該保存期間中に通話記録を保存する記録容量の上限を超えたときは、その日までとする。

2 通話記録は、記録したときの状態で保存し、編集又は加工してはならない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、次条第1項ただし書に規定する場合、法第76条の規定による開示の請求があった場合及び管理責任者が通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要があると認める場合は、この限りでない。

第7条 通話記録（当該通話記録を保存した電磁的記録媒体を含む。次項において同じ。）は、通話録音装置の設置の目的以外の目的のために利用し、または提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び法第69条第2項の規定に基づく場合は、この限りでない。

2 管理責任者は、前項ただし書の規定により通話記録を利用し、又は提供しようとするときは、法及び七尾市個人情報保護法施行条例（令和4年七尾市条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づく所定の手続を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第8条 通話記録に係る個人情報の取扱いについては、この告示に定めるものほか、法及び条例の規定によるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月1日から施行する。